

外国為替手形小論

—為替相場の研究 (2)—

今 宮 謙 二

はじめに

本稿は外国為替手形そのものについての全面的研究でなく、副題にしめしたように為替相場研究の一環として、外国為替手形の分析をこころみるものにすぎない。

商業信用段階に為替相場は、一国貨幣と外貨表示のいわゆる外国為替手形との交換という現象形態であられる。この場合の外国為替手形とは、いったいどのような本質をもち、いかなる機能をもっているか、ということをあきらかにするのが本稿の目的である。

第一節 外国為替手形の本質・特色

本節では、はじめに手形の本質を考察し、つぎに外国貿易の決済手段として手形のもつ重要な意義と役割にふれ、さいごに外国為替手形の形式上、機能上、および利用上の特色についてのべることにする。

さて、第一の問題として手形の本質はなにかということから検討をはじめよう。

通常、「信用は主として手形によって媒介される⁽¹⁾」といわれている。あるいはまた、つぎのようにもいわれている。「手形の存在は、それ自身また、

産業家や商人が互いに与え合う信用にもとづいている⁽²⁾」この引用した二つの文章は、商業信用（あるいは信用といってもよい）と手形の関係を、おたがいに密接なものとしてとらえていることにかんしては共通であるが、その関係のあり方については、ちがったことをいいあらわしている。手形の本質をさぐるためには、商業信用一般と手形との関係をあきらかにせねばならない。そしてこの関係は、いま引用した二つの文章に集約的にあらわされている。したがって、手形の本質の分析は、この引用文章の内容をあきらかにすることにあると思われる。

ところで、商業信用は再生産過程における生産者・商人・機能資本家どうし間のあたえあう信用であり、商業信用取引は商業信用を生ぜしめるものとして、商品売買のさいにおこなわれる商品形態による相互前貸行為をさす。したがって、商業信用と商業信用取引の関係をしめすならば、商業信用は信用そのものの中核的概念としての形態であり、商業信用取引はこの信用を成立せしめる行為内容であるといえよう。

以上の定義をふまえたうえで、商業信用一般と手形との関係をさぐることにしよう。

まず手形そのものは、一定期限後に支払を約束した債務証券＝信用証券としてあらわれる。この範疇における手形は、一連の債権・債務系列をあらわす債権・債務諸関係を客体化した有価証券＝債権・債務証券＝信用証券であり、また一定の貨幣額の支払を約束している点で支払約束証券＝金銭証券ともいえるものである。この範疇としての手形は、支払約束証券として貨幣の支払手段機能から発生したものであり、同時に債権・債務関係の客体化した有価証券として、商品形態による前貸行為そのものをあらわしたものである。この意味でかかる範疇における手形は商業信用取引そのものをあらわしているといえよう。ところでこの範疇での手形と商業信用との関係はどうか。商業信用は、生産者などの相互にあたえあう信用形態そのものであるが、このような信用形態が成立するための媒介あるいは手段として存在するの

が、信用証書としての手形にはかならない。かくして手形は商業信用形態成立手段としての地位をもつこととなる。手形の存在なくしては、生産者などが相互に信用をあたえあうことはできない。結論的にいえば、信用証書範疇としての手形は、商業信用の手段であると同時に商業信用取引そのものをあらわしているものと規定されうる。

しかしながら、以上のように手形を信用証書範疇としてのみとらえるだけで、商業信用取引そのものが完全に成立しうるものではない。なぜならば、商業信用取引は商品形態による相互前貸行為であるから、流通過程そのものとかくむすびつかざるをえない。しかし信用証書範疇としての手形は、このような流通過程とは原理的にむすびつく必然性はない。したがって、手形も信用証書範疇にとどまるのではなく、流通過程になげこまれて流通手段機能を発揮せねばならなくなる。このことは手形が信用証書という静態的範疇から動態的な機能形態への転化をあらわす。動態的な機能形態への転化は、手形が商業貨幣＝信用貨幣となることを意味する。商業貨幣範疇としての手形は、債権・債務関係そのものが流通手段機能をおこなうのである。流通手段機能をおこなっているかぎり、手形は商業貨幣として流通過程内にとどまっている。商業信用の手段として存在した債権・債務関係の客体化した信用証書範疇の手形が、流通手段機能を発揮することによって、商業貨幣へと転化する。手形がこの商業貨幣範疇としてとらえられて、はじめて商業信用取引の完全な媒介をなすことができる。手形を商業貨幣範疇としてとらえることは、貨幣の流通手段機能を十分に代用するものととらえることであり、そしてこの貨幣機能を代用するかぎり、信用貨幣に転化したといえるのである。⁽⁴⁾しかしながら、この転化は信用証書としての手形範疇が否定され、まったくそれとは無関係な商業貨幣へかわったことと、とらえてはならない。この転化とは信用証書が流通過程にはいりこむことによって、商業貨幣としての機能形態をとるという意味である。つまり信用証書としての手形が、その性格を転化することではなく、手形の機能上の形態転化にすぎない。以上が商

商業貨幣範疇としての手形であるとすれば、他方手形は信用証書としての範疇において、一連の債権・債務系列をあらわす支払約束証書であるために、商業信用の手段となり、また商業信用取引そのものをあらわすのである。

はじめにかかげた文章も、これまでの考察からあきらかになったであろう。すなわち「信用が手形によって媒介される」という場合の信用は、商業信用取引の意味で使用されねばならない。この場合の手形は商業貨幣範疇としての機能形態にあり、商業信用取引の完全な媒介をおこなうものとして存在している。後者の「手形の存在は……信用にもとづいている」という場合の信用は、商業信用をあらわしている。したがって、この場合の手形は信用証書範疇としてとらえられ、商業信用の手段としての手形をさしているのである。

以上のように、手形を二重の範疇でとらえるとすれば、手形の本質はどうとらえたらよいであろうか。たとえば、以上の二つの範疇をそれぞれ手形のもつ側面として同等のものとしてとらえてよいであろうか。すでにのべたことからあきらかなように、この二重の範疇をそれぞれ手形の側面としてとらえるべきでなく、手形の本質は商業信用の代表として、またその手段として、同時に商業信用取引そのものをあらわすものとしてとらえるべきである。つまり、手形の本質は信用証書範疇でとらえるべきである。商業貨幣範疇としての手形は、限定された存在にすぎない。なぜならば、それは手形の流通機能形態にすぎないからである。もちろん、かかる流通機能形態上の転化がなければ、商業信用取引の完全な媒介となりえないことはいうまでもない。

つぎに、外国貿易の決済手段としての手形のもつ重要な意義と役割についてのべよう。

はじめに外国貿易＝国際商業における手形の意義からのべることにする。国内商業とくらべて、国際商業は生産大規模化の結果による市場の拡大と生産地からの遠隔化という特色をもっている。この市場の拡大化と遠隔化の特

色によって、国際商業においては信用関係の存在を必然化させ、債権・債務関係の系列化を生ぜしめる。

「当初、イギリスはイギリスの生産物を買う諸外国には主として商業信用を与え、……信用は、商業信用として貿易関係のためにのみ与えられ⁽⁶⁾」

「手形取引にとっては、ことに国際関係の広く枝を張った網を必要とする⁽⁷⁾」

以上のように、手形は外国貿易＝国際商業にとって、重要な意義をもっているが、では外国貿易において、手形のはたす役割とはなんであろうか。

一般的にいえば、外国貿易における手形の役割は、基本的に手形の経済的機能によって規定される。手形の経済的機能については、あとでくわしくのべることとして、ここではとくに外国貿易＝国際商業という具体的な局面における手形の役割についてのべることにする。ここで手形のはたす役割は、主として外国貿易の具体的な特殊性に規定されている。この特殊性とはさきあげた市場の拡大化（国内市場からはみだして国外市場へと拡大すること）と生産地からの遠隔化ということである。

この特殊性の規定をうけて、第一の役割としてあげられるのは、現金節約ということであろう。この現金節約は二重の困難性の排除にある。一つは市場の拡大化・遠隔化による現金輸送の困難性の排除であり、一つは流通空費膨張による流通費用負担の困難性の排除である。現金輸送の困難性の排除は現在、外国為替の特色の一つとしていわれている現金輸送の廃止という事態を生ぜしめている⁽⁸⁾。さて、現金節約の方法はつぎの二つがもっとも典型的なものである。第一は手形振出行為がおおくなるということ、さらにこれにくわえて、手形間の相殺行為がおおくなれば現金節約の度合いはさらにふかまる。第二は手形の流通手段機能（せまくいえば支払手段機能）として回転がはまればはやまるほど、現金節約の可能性はたかまる⁽⁹⁾。

手形が外国貿易においてはたす第二の役割は、信用の長期化をもたらすということである。この役割は生産地の遠隔化にともなって生じたものであ

る。本来、手形の発生そのものが信用長期化によって規定されていたのであるが、手形のしめる地位がおおきくなるにつれて、逆に手形そのものが信用長期化を促進するようになってくるのである。この役割が商業信用一般にかかわることはいうまでもないが、外国貿易においてとくに重視される。このことは、同時に外国貿易において商業信用の限界がはっきりあらわれていることを意味する。この限界とは、手形期間の長期化によってつぎの二つの状態がうまれでることにあらわされる。その第一は手形期間の長期化は個別資本家の予備資本の必要量をおおきくさせること、第二に、資本の回収を遅延させる可能性がふかまり、同時に回収の不確実性をおおきくさせることである。この遅延化と不確実性は手形期間中の市場の需給状態、価格状態、ならびに価格変化をもとにする投機行動によって、おおきな影響をうける¹⁰⁹。このように商業信用の限界は、外国貿易における手形の役割をつうじて典型的にあらわれる。

外国貿易において、手形がおこなう特殊な役割は以上のように現金節約と信用長期化という二つがあげられる。この二つの役割はいずれも外国貿易の特殊性によって規定されたものであるが、それぞれの役割のもつ性格は根本的にことなっている。つまり、現金節約という役割は、外国貿易における手形のはたす積極的な役割であるのにたいして、信用長期化という役割は、外国貿易における手形のもつ限界性をしめしたものとといえるのである。

本節のさいごに、外国為替手形の形式上、機能上、および利用上の特色についてのべよう。はじめに念のため、本来為替手形を送金手形としてみるならば、内国為替と外国為替は原理的に本質的なちがいが無いということを指摘しておこう。したがって、ここで問題とする為替手形は、為替手形一般を意味するものでなく、外国為替手形に限定する。これはとくにいうまでもないが一言つけくわえておく。

さて、外国為替手形の形式上の特色についてのべよう。外国為替とは本来、国際間における貨幣または貨幣資本流過程における流通空費節約の技

術的形態にすぎないものである。あるいは、国際間の貨幣または貨幣資本流通の円滑化をはかるものともいえよう。⁽⁶⁾この国際間の貨幣流過程円滑化の手段として、外国為替手形がもっぱら利用されるのである。このように考えると、内国為替と外国為替のちがいは、一方は国内における貨幣流通の円滑化であり、他方はこのような貨幣流通の円滑化の過程が国内をこえて国際間に拡大したものととらえられる。内国為替と外国為替のこのようなちがいから、内国為替手形と外国為替手形のちがいを類推する場合がおおい。すなわち、内国為替手形と外国為替手形のちがいは、一方は国内で振出され、支払われるものであり、他方は国外で振出された手形であるにとらえる考え方がそうである。この考え方は、たとえばわが国の手形法で、はっきりと規定されていないが、イギリスの手形法では採用されている。イギリス手形法によれば、イギリス国内で振出され、支払われるべき手形、もしくはイギリス国に居住する者にあてて同国内で振出された手形以外を、すべて外国為替手形とよんでいるのである。しかしながら、このような考え方は外国為替手形の形式的特色を、地理的境界線でもってとらえたにすぎず、そのために外国為替のもつ重要な特色を見落してしまう結果となっている。かりに上記の考え方で外国為替手形の形式をとらえるならば、イギリス国内で振出された外貨手形をなんとよぶべきであろうか。あるいは逆に海外で振出されたポンド手形をなんとよぶであろうか。もちろんこのようなことは、例外であって原則はあくまでも、地理的境界線でひくのが正しいという反論がでるかもしれない。しかしこのような誤った地理的概念によるとらえ方では、外国為替のもっとも重要な特色の一つである両替現象を見落してしまう結果にならざるをえない。両替現象、つまり一国貨幣と他国貨幣（それぞれ価格標準のことになった国の貨幣）の交換が、外国為替の基本的性質であることをみとめるならば、外国為替手形の形式もこの特色を包含するものでなくてはならないはずである。

このように考えてくれば、外国為替手形の形式上の特色は、その手形の表

示する貨幣種類がことなつた価格標準をあらわすこと、いいかえれば、手形がすべて外貨建であること、と定義づけられる。外貨建の手形であるならば、いずれ両替が必然的に生ぜねばならない。また、外貨建の手形は地理的境界線を考慮する必要がない。このことはより現実にあつている。なぜならば、一国内でも外貨建手形の売買がおこなわれ、取引されているのが現状だからである。⁽¹⁴⁾

第二に外国為替手形の国際的商品流通過程＝国際的貨幣流通過程における機能上の特色をのべよう。手形はすでにのべたように、その本質は債権・債務関係をあらわす信用証書であるが、その流通機能形態としては商業貨幣である。外国為替手形の機能上の特色は、このような商業貨幣形態にもとめられる。しかしながら、外国為替手形が機能上商業貨幣形態として存在するところにおおきな限界がうまれてくる。外国為替手形の機能上の特色として、この限界についてのべることにしよう。

外国為替手形が商業貨幣としての機能をもつかぎり、この手形の作用範囲は、あくまでも商業流通過程の範囲をこえるものではない。したがって外国為替手形の存在は、商品の国際的交換の量に限定されることとなる。いいかえれば、商業貨幣機能としての外国為替手形は、貿易量に依存し、貿易取引形態に規定されるものとなる。このように貿易量および貿易取引形態によって規定されるならば、外国為替手形の機能の限界はおのずからあきらかであろう。貿易量および貿易取引形態は、商業資本の作用する範囲に規定される。さらに商業資本の作用範囲は産業資本の大きさに規定される。またこの産業資本の大きさは、信用の拡大によって伸張しうる。かくして貿易量の拡大と発展の限界は、第一に産業資本の大きさに規定され、第二にこの産業資本の大きさとともに拡大する信用の最大限度によって規定される。しかしながら、この場合でも信用の最大限度は産業資本の存在量をこえるものではない。⁽¹⁵⁾このように、外国為替手形が商業貨幣機能をもつさいには、量的限界をとまらうものとなる。ところで、国際的商品流通過程が国際交換過程の主な

形態であったときには、外国為替手形の国際決済にしめる役割は、もっとも大きかったといえる。しかしながら、たんなる商品輸出入のみならず、資本輸出が重要な地位をしめるようになってくると、外国為替手形が国際決済にしめる役割は、だんだん低下してくるようになる。なぜならば、為替手形は商品取引量＝貿易取引量に限定されているからである。国際的交換過程が、たんなる商品流通のみでなく、貨幣資本流通の比重が大となるにつれて、外国為替手形の商業貨幣機能の限界につきあたる。かくして、現在はいわゆる外国為替手段のなかで、支払指図書が国際決済手段として利用される場合が大きくなってきたのである。外国為替手形が貿易決済手段という商業貨幣の機能上、その限界のために外国為替手段のなかでの地位が低下せざるをえなくなる。このような低下してゆく要因は、ただ外国為替手形が商業貨幣機能という限界のほかに、さらに手形そのものの商業信用としての限界もつよく作用していることに注意すべきであろう。

さて、いままで第一に外国為替手形の形式上の、つぎにその機能上の特色についてふれてきたが、さいごに第三の特色として為替手形そのものの利用上の特色をあげておこう。この特色は、外国為替手段として約束手形の利用がすくなく、為替手形がもっぱら利用されるということである。

外国為替の基本的性格の一つとして両替現象があることは、すでに指摘したとおりであるが、約束手形が外国為替手段として利用されるならば、形式上約束手形にあらわされる債権・債務関係のなかに、このような両替行為の必然性が成立されなければならない。ところが、約束手形が利用される場合は、第一に「売買等の場合に代金を後払とする場合の支払手段として用いられることが多く、たとえば、三カ月後に代金を支払うときに、あらかじめ、満期を三カ月後とする約束手形を振出す⁽⁶⁴⁾」のである。第二には借用証書として、信用利用の手段として利用される場合がおおい⁽⁶⁵⁾。以上のような場合に、約束手形がもっぱら利用されるということは、約束手形そのものが、債権者・債務者間の直接的決済の約束をしめす証書にほかならないことを意味す

る。このように債権者・債務者間の直接的決済をしめすものならば本来的に遠隔地間の代金決済、ことなつた諸国間の送金手段、つまり外貨建をあらわすもの、というような条件を本質的に必要としないであろう。すなわち約束手形は、債権・債務当事者間の直接決済のために利用されるものであるから、両替現象を生ぜしめるような遠隔地間の送金手段には利用されない性格のものなのである。⁽⁶⁾ 遠隔地の送金手段として利用されるには債権・債務の直接決済でなくして、それらの債務がことなつた人びとの債権へと転化することが必要である。

「債務の転嫁を指示する文書には今日の言葉で為替手形という名称がつけられている。それはある人の債務がそれによって他の人の債務と交換されるところの手形である。⁽⁷⁾」

以上のことから、「国内取引では、主として約束手形が利用され、国際取引では、主として為替手形が利用される⁽⁸⁾」のである。そして貿易関係において、為替手形がもつたら利用されるのは、為替手形は約束手形よりも、相対的により広い社会性をもっていることをあらわしているからである。手形という信用取引における私的関係のなかでも、約束手形は当事者間の関係のみをしめし、それにくらべて為替手形は相対的に拡大された社会的性格、すなわち債権・債務の転化という形において、当事者間よりも拡大された社会関係をあらわしているのである。すなわち「為替手形の場合には、約束手形のとくとは違い、商業信用の単なる証書化とだけはみることできぬ新しい事実が起つてきている⁽⁹⁾」といえるのである。

注 (1) ヒルファディング著 岡崎次郎訳『金融資本論』上 岩波文庫版 143ページ。

(2) Marx-Engels Werke Bd 25 S. 536 邦訳『マル・エン全集』25b (資本論Ⅲ) 大月書店 666ページ。

(3) 信用貨幣は、いうまでもなく商業貨幣のみでなく、銀行貨幣もふくまれる。げんみつにいえば、広義の信用貨幣という場合には、商業・銀行貨幣がふくまれ、狭義の信用貨幣という場合は、銀行貨幣に限定される。「マルクスは信用貨幣という概念をどんなふうの規定したか。かれは信用貨幣をひろいみとせまいみ

の二とおりに規定した。信用貨幣をひろいみでみるとときには、かれはそのなか
に銀行券だけでなく商業手形までもふくめた。そして信用貨幣をせまいみに
うけとるさいには、かれはそのなかから商業手形をおいだした。」(飯田繁著『現
代銀行券の基礎理論』千倉書房 昭和37年 431ページ)これにたいして信用貨幣
と商業貨幣をげんみつに区別されているのは、岡橋保氏である。「商業信用の通
貨形態である商業貨幣は、銀行信用に媒介されて、銀行信用の通貨形態である信
用貨幣に代替される。商業貨幣は単純商品流通段階に特有の支払手段貨幣の代替
物であるのたいして、信用貨幣は資本流通段階の支払手段としての貨幣の代替
物である。」(岡橋保著『信用貨幣の研究』春秋社 昭和44年 10ページ)資本流
通段階における信用貨幣と商業貨幣との区別はつぎのとおりである。「銀行制度
のもとにおける信用貨幣は、単純商品流通における商業貨幣とはまったく異なり、
それが貨幣的規定をもつとともに、資本としての規定をもっているのであって、こ
のことが信用貨幣の規定を複雑ならしめている。」(岡橋保著『貨幣論』新版 春
秋社 昭和32年 116ページ)「支払手段としての貨幣の代替物には、商業貨幣と
信用貨幣とがある。前者は単純商品流通の段階における信用の通貨形態であり、
後者は資本流通の段階におけるそれである」(岡橋保稿「信用と貨幣流通」『講
座信用理論体系』Ⅱ日本評論社 昭和31年 53ページ)。なお参考までに飯田繁氏
が、商業貨幣と銀行券の両者を信用貨幣とみなしている根拠をかかげておこう。

「商業信用の諸関係を代表する商業手形と銀行信用の諸関係をに銀行券と
は本質的にまったくちがうものなのだ。それでもなお、それがひろいみにせよ
信用貨幣という名で総括されるわけは、これらのどちらもが貨幣の支払手段機能
からうまれる貨幣・金債務請求権(貨幣支払約束証書)であるからなのだろう」
(飯田著『前掲書』431ページ)。

同じく、商業貨幣を広義の信用貨幣とみとめていても、飯田氏のように支払約
束書にその標識をもとめる見解にたいして批判しているのは、花井益一氏であ
る。「通説は、信用貨幣＝流通する手形の標識を流通する支払約束書のうちに、
したがってその手形の標識を支払約束書のうちに、見ようとするのであるが、手
形が支払約束書であるということはわかりきった同義語であり、……それ自体は
間違いでないが、全く説明にはなっていない。手形が流通するにいたるのは、そ
れが商業信用の所産であるからであって、商業信用が発展するから、その信用の
(流通)用具としての商業手形自身もいろいろと発展し、流通するというこ
にもなるのである。それゆえ、私は流通する手形＝流通する支払約束書が信用貨幣
と呼ばれるゆえんの本質的標識を、商業信用のうちに、その発展のうちに、当然
見なければならぬ、といたいのである」(花井益一著『貨幣信用論研究』日本

評論社 昭和42年 75ページ)。

商業貨幣が信用貨幣である基本的理由は、信用証書である手形が商業信用の手形であると同時に、商業信用取引そのものをあらわしていることによるものである。この性格をもつ手形の流通機能形態が商業貨幣なのである。したがって飯田氏のように「支払手段機能」からうまれることに基本理由をもとめることは、問題であろう。また花井氏の指摘されるように、商業信用に基本的標識をみることは正しいが、しかし手形の信用証書としての性格の意義を過小評価するのは、やはり問題であろう。信用証書としての手形の流通機能形態——この形態において商業信用取引の完全な媒介となりうる——であるがゆえに、信用貨幣とよばれるべきものである。この点については、つぎの三宅義夫氏の見解が正しいと思われる。

「信用貨幣は支払手段としての貨幣の機能から発生するとマルクスがいつているのは、商品が売渡されてのち一定期間を経てから貨幣が支払われることによって、貨幣は支払手段としての機能を受けとるのであるが、ここから商品の売渡しのさい、一定の期日に貨幣を支払うという支払約束書がつくられるようになる。そしてこの支払約束書——つまり商業手形——がまた第三者の手に渡されるといいうようにして流通するようになる。この支払約束書はこのように流通することによって、それは一つの通貨つまり信用貨幣となる」(三宅義夫稿「兌換銀行券と不換銀行券」『経済評論』1957年3月号 122ページ)。

なおさいごに、一言つけくわえておきたいことは、商業貨幣の本質規定をもとめるさいには、手形の流通形態において二重規定にあるものとしてとらえるべきだということである。このことについては、あとでふれるが、この二重規定とは貨幣的側面と信用的側面という意味である。すなわち、商業貨幣を信用貨幣範疇でとらえることと、商業貨幣の本質規定とは、まったく別の問題である。このことはあるいはわかりきったことかもしれないが、混同されるおそれがあるので一言のべておく。

- (4) 「手形を振り出すことは、商品を信用貨幣の一形態に転換することである」(Marx-Engels. "ibid" S. 442 邦訳25a 543ページ)。
- (5) たとえば、大内力氏は、手形をつぎのようにとらえている。
「手形は、一面では債務証書でありながら、一面では信用貨幣でもあるという側面」がある。(「商業信用における利子」『経済学論集』第35巻第3号 1969年10月 14ページ)。
- (6)(7) ヒルファディング著『前掲書』145ページ。152ページ。
- (8) 「ここで忘れてならないのは外国為替の一つの特性である。それは現金の輸送

が全く行なわれないということであろう。内国為替においては中央銀行が主として国内においてこの現送の役目を最終的に果しているが、外国為替においてはかかる現象がみられない。ドル札やポンド札の現送はこれら外国銀行券自体を売買する目的で行なわれるもので、一般の外国為替と関係はあるが別の取引である。また、外国為替とても世界共通の通貨である金の現送があると反論されるかも知れないが、ドル債権で金を講入したとしても、これを自国内に現送するケースは特に政治的要因によるほか、まずない。通常は買入れた市場あるいは最寄りの金融機関に金を預けて置くであろう。従って、外国為替の場合には現金の輸送は全く行なわれないと考えてよいであろう」（東京銀行調査部編『外国為替』新銀行実務講座・第8巻 有斐閣 昭和42年 8～9ページ）。

- (9) 「現金の節約は、第一に、手形がより多く相殺されるほど、より大きいであろう。そのためには特有の施設が必要である。……次に貨幣の節約は、同じ手形が支払手段として機能することが多いほど、それだけ大きくなる」（ヒルファディング著『前掲書』125～126ページ）。
- (10) Marx-Engels “op. cit.” S. 498 邦訳25b 615ページ。
- (11) 為替の本質について、つぎのようにとらえる見解がある。「為替には内国為替と外国為替とがあるが、為替である以上両者の本質は異ならない。両者を一貫する為替の本質、それは要するに、『隔地者間の債務決済の仲介』をするということである。」（堀江薫雄著『国際金融入門』岩波新書3ページ）このような堀江氏のとらえ方は、比較的通説的な見解であるが、為替の本質をこのようにとらえるのはまちがいである。なぜならば、為替の本質をとらえるには、為替現象の基本的要因である商品流通＝貨幣流通過程にたいしてどのような関係にたつか、ということを明白にしなくてはおこなえないからである。このような原理をとらえずにたんに現象形態としての「債務決済の仲介」業務を本質としてとらえたのでは、現象と本質が混同されて理解されるだけである。

また、外国為替の本質的意義を「外貨債権の売買」（東京銀行調査部編『前掲書』6ページ）とみる見解もある。これについても、以上の堀江氏の見解にたいする批判と同じことがいえるであろう。

いずれにせよ、「債務決済の仲介」とは為替の現象を一つの機能としてとらえたものであり、「外貨債権の売買」は外国為替の現象を一つの取引行為としてとらえたものにすぎず、本質的にとらえるには、ほどとおいものである。

- (12) 「外国為替と内国為替の本質はその発生の動機を一にしていたが……国内国外という単純な地域的境界線をもって区別することもできない状態になっている」（『同上書』9ページ）。

(13) 「信用の最大限度は、この場合には、産業資本の最も完全な運用、すなわち消費の限界を無視しての産業資本の再生産力の極度の緊張と同じである」(Marx-Engels Werke “op. cit.” S. 499 邦訳 25b 617ページ)。

(14)(15) 田中誠二著『手形・小切手法詳論』上巻 勁草書房 昭和43年 350ページ。58ページ。

(16) 「約束手形形式の信用証券が国際資金移動の手段としての外国為替として用いられることは今日ではまずないと考えてよい。何故なら約束手形は、本来債務者Aと債権者Bとの間の債権・債務関係を、直接両者間で決済するための支払約束証文として成立したものであり、従って決済日到来の場合には、A B両者間で直接約束手形引換にその代金の受払を行うことを前提として誕生せしめられたものに外ならぬからである。従って約束手形は、振出人(債務者)と受取人(債権者)が同一地域、もしくは近接地域に居住している場合には、信用決済手段として何等の不都合も生じないが、もし両者が遠隔の地に相隔っているとすると、両者間で期日に直接手形代金の受授を行うという事は不可能となり、強いて支払を行なおうとすれば、何等かの別途の代金受払措置が必要となってくる」(安東盛人著『外国為替概論』有斐閣 昭和32年 60~61ページ)。

また小野朝男氏による手形発生分析によれば、近代約束手形の祖先は債務証券であり、隔地間の取引のさいにはこの債務証券のほか、支払指図書、支払委託書を必要とし、これがのちに為替手形に発展したとされている。(『イギリス信用体系史論』東洋経済新報社 昭和34年、100ページ参照)。

(17) ソートン著 渡辺佐平・杉本俊朗共訳『紙券信用論』実業之日本社、昭和23年 51ページ。なおこの箇所を、J. S.ミルが『経済学原理』の第3篇 第11章で引用していることは周知のとおりである。

(18) 田中著『前掲書』351ページ。

(19) 高木暢哉著『再生産と信用』有斐閣 昭和32年 203ページ。

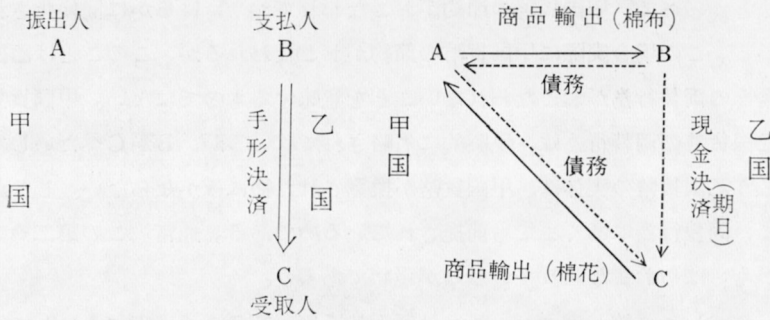
第二節 手形の流通機能と両替現象

前節で外国為替手形の貿易にしめる役割やその特色などをのべたが、つぎに問題となるのは、以上のような外国為替手形の一般的意義・特色をあきらかにしたうえで、その経済的機能の特色を分析せねばならないということである。すなわち外国為替手形のもつ機能形態としての信用貨幣=商業貨幣の

経済的役割にかんする分析をせねばならない。しかしながら、信用貨幣＝商業貨幣機能としての外国為替手形は、すでにのべたように静態的にとらえられるものでなく、動態的にとらえなくてはならない。動態的にとらえるということは、外国為替手形が商品流通過程＝貨幣流通過程において、流通手段（広義）として機能しているということにはかならない。この意味において、外国為替手形の経済的機能をあきらかにする前に、手形の流通過程の媒介機能と、この機能と外国為替手形にむすびついている両替現象との関連にふれておく必要があろう。本節ではこの問題をとりあつかう。

ここでは純粋な形でとらえるために銀行信用を捨象して考察する。また基本的な取引を以下のように規定しておこう。

手形取引関係（甲地国振出為替手形） 商品＝貨幣流通過程



さて、第一例として上記の取引例に応じて外国為替手形の流通手段機能について考えてみよう。この第一例は、商品流通過程をいかに手形が媒介するかという問題である。以上の商品流通過程は、甲地国振出為替手形の媒介によって、無事に完了したわけであるが、この手形の満期日において貨幣流通過程はどのようにおこなわれるであろうか。債権・債務関係の系列をたどれば、貨幣流通過程はあきらかに、 $B \rightarrow A \rightarrow C$ とおこなわれる。しかし甲国A振出の為替手形がこのさい、商業貨幣としての機能をもつとすれば、 $B \rightarrow A$

→Cの貨幣流通はおこなわれず、B→Cという流通にかえられる。ここでAにたいする貨幣の受渡しということが節約されるのである。ただここで問題となるのは、BがCへ支払う債務額が甲国貨幣建となっていることである。この場合にこの甲国貨幣表示の手形が満期となったさい、おこなわれる具体的な決済方法は二つある。

第一の方法はBがCにたいして甲国貨幣を支払うことである。このために乙国のBは手形満期日までにあらかじめ甲国貨幣を入手しておく必要がある。つまりBは両替商を通じて乙国貨幣と引換えに甲国貨幣を両替えせねばならない。

つぎに第二の方法は、債権・債務を相殺する当事者は、いずれも乙国に属しているから、第一の方法のように甲国貨幣を準備せずに、乙国貨幣でもってBはCへたいして支払をおこなうということである。この方法は第一の方法とくらべて、甲国貨幣の節約がおこなわれており、はるかに簡便化されている。この場合実際に甲国貨幣の節約がおこなわれるが、このことは乙国貨幣との両替行為がおこなわれないことを意味するものではない。甲国貨幣と乙国貨幣の両替行為は、現実的に省略されてはいるが、BがCへたいして支払う乙国貨幣の実体は、甲国貨幣が換算された額にほかならない。したがって、両替行為はあくまでも前提されているのである。通常、この第二の方法がもっぱらおこなわれているのが現状であろう。⁽¹⁾

さて、この第一例において、外国為替手形が商品流通過程にたいして機能的役割をはたしえたのは、支払手段としての意味においてである。支払手段として広い意味での流通手段機能をもつことが、外国為替手形の信用貨幣としてもつとも基本的な機能といえるのである。その代表的なものがこの第一例である。このような支払手段機能をもつ外国為替手形の役割を強調するために、手形と小切手の本質的なちがいについてふれておこう。ということは、この第一例において、為替手形が流通手段機能をもつ基本的要因は、手形が債権・債務を金銭的に表章しうる信用証書（有価証書）だからなのであ

る。この意味においては、小切手もまったく同じ性格をもっている。また現実的にみても、貨幣節約をおこなう方法として、手形を利用するよりも、小切手を利用する場合がおおいこともある。この点をどうみたらよいであろうか。手形と小切手の法律的概念について、それぞれの国においてかならずしも一致していない。たとえば、ヨーロッパ諸国では、小切手と手形は別々の法律で規定されている。1930、31年の統一条約⁽³⁾もこのような分離主義を採用している。わが国もこの条約に加盟した関係で、手形法、小切手法が分離されて制定されているわけである。しかし、アメリカおよびイギリスでは、小切手を為替手形の一種とみなしている。(イギリス手形法73条、アメリカ流通証券法185条⁽³⁾) 法律の見地からみれば、以上のように為替手形と小切手の相異性について、かならずしも意見は一致していない⁽⁴⁾。しかし経済機能的能にかんする両者の相異性ははっきりととらえておく必要がある。

第一に小切手の商品流通過程にたいする関係は、せまい意味での流通手段機能に限定されている。この点、為替手形は広い意味での流通手段機能、すなわち支払手段機能をもっているとくらべて、根本的にことなっている。本質的にはともに同じ信用証書でありながら、商品流通過程における媒介機能は基本的にことなっている。小切手には、手形のように貨幣の支払手段機能から発生した商業貨幣という性格が、まったくみあたらない。小切手の法律的性格は、基本的に一覽括であり、流通期間が極度に短いのもそのためである。

第二の相異点は、第一の点と関連しているが、小切手は商業貨幣でなくして銀行貨幣の一種であるということである。そのために小切手の振出人は、あらかじめ銀行に予金勘定を開設するか、あるいは銀行と当座貸越契約をむすんでおくかの方法をとらねばならない。それは小切手の支払人が銀行であり、銀行貨幣の一種にはかならないからである⁽⁵⁾。

以上のように手形と小切手のちがいの基本的要因は、支払手段機能があるか、ないかということである。為替手形が商業貨幣の機能をはたす場合、そ

の基本的役割は支払手段機能なのである。このことは商業貨幣の前提として支払手段機能をもつ貨幣の存在がなければならないことを意味している。⁽⁶⁾

つぎにあきらかにしておきたいことは、為替手形が商業貨幣としての機能をはたす場合に、おこなう役割の意味についてである。この意味をあきらかにするため、B-C間の関係についてさらにたちいってふれる必要がある。このB-C関係は、貨幣の支払手段機能に規定された貨幣流通技術上の結果としてあらわれたにすぎない。もともとBとCの間は、商品流通過程としては、なんの関係ももっていない。つまりBは甲国Aから綿布を輸入し、Cは甲国Aへたいして棉花を輸出したにすぎず、BとCの間ではなんら商品売買関係がない。このように商品流通過程で、まったく無関係なBとCが関係をもつにいたるのは、貨幣流通=手形流通上の偶然的な技術的条件によっておこなわれたにすぎない。為替手形はこのように、商品流通過程においてまったく無関係な存在を、貨幣流通過程内にひきいれて関係させることによって、商業貨幣としての機能をはたすこととなるのである。このことはまた商業信用形態が商品流通過程と貨幣流通過程の分離を前提として成立していることを意味する。商業貨幣の役割が、このように商品流通過程上まったく無関係な当事者を、貨幣流通過程内にひき入れるのである。そして、このような役割を基礎として、商業貨幣独自の流通過程=手形流通が生ずることとなる。この独自の流通過程において、手形は商業貨幣としての機能を十分に発揮しうるのである。⁽⁸⁾

さて、つぎに第二例を考えてみよう。いままでの第一例では、受取人Cは満期日まで手形を手もとにとどめておいたという仮定をしてきたのであるが、第二例はこの仮定を除外した場合、どうなるかということである。したがって、第一例は商品流通過程=貨幣流通過程を為替手形が媒介する形態を対象としたのにたいし、この第二例は純然たる貨幣流通過程にそくしてとりあげることとなる。

受取人Cは、信用証書である為替手形をそのまま手もとにとどめておけ

ば、この手形は商業貨幣としての役割をはたすものではない。受取人Cが、なにかしらの商品を購入し、現金のかわりにこの手形でもって支払うならばこの手形は商業貨幣として流通したことになるわけである。ただし、ここでは受取人Cがこの手形で商品を購入した例ではなくして、この手形を両替商など（まだ銀行信用を捨象している段階のため）に手形を売却した場合を考えてみよう。受取人Cはこの行為を通じて、手形をたんなる信用証書から流動的な貨幣へと形態転化をおこなったのである。この場合に両替現象との関係はどうか。Cは甲国貨幣建の外国為替手形を両替商に売却し、かわりに甲国貨幣をうけとったとしても、乙国で流動的な貨幣として流通するわけではない。Cにとって流動的貨幣とはいうまでもなく乙国貨幣でなければならない。したがって、Cと両替商との取引形態は、甲国貨幣建為替手形と乙国貨幣との交換形態にほかならない。この形態は、すでに両替取引でなく為替取引であり、したがってこの交換比率は為替相場そのものである。しかしながら、為替相場の全面的な展開は、銀行信用のもとにおいてなされるのであるから、ここでの為替相場はまだ完全なものでなく、ただ為替相場の基本的性格が内包されていることを意味しているにすぎない。為替相場の現実的な形態は、いわゆる手形割引料の加算がおこなわれている場合がおおい。この例においても、両替商が、流動的な貨幣と信用証書を交換するのは、この交換行為を通じて手形買取手数料を獲得するためなのである。この手数料はいわば割引料とみてさしつかえない。

さて、以上の第二例は、すでにのべたように貨幣＝手形流通過程にそくしての考察であるが、あきらかなように手形は第一例のようにたんなる支払手段機能をもつものではなくなっている。ここで為替手形は、商業貨幣としての機能をもつものとしてのみならず、信用証書範疇として銀行信用の取引対象となりうる機能を潜在的にもっていることをしめしている。このことは、同時に商業信用から銀行信用へ発展する場合の要因として為替手形が重要な媒介的役割をはたすことにもあらわれている。つまり手形は商業信用の代表

であると同時に銀行信用発展への要因という二重の役割をもっているのである。

以上、為替手形が商品流過程または貨幣流過程において、どのような機能をあらわしているかをみてきた。すなわち、第一例は、手形の流通手段機能が商品流通の媒介機能として、第二例では手形そのものが商業信用の範囲をこえ銀行信用への展開を媒介するものとしてしめされる。

さて、つぎに外国為替手形の経済的機能を分析せねばならない。ただし外国為替手形の経済的機能は、基本的に為替手形の経済的機能にもとづいている。したがって検討するのは、為替手形の経済的機能についてである。

- 注 (1) このような行為について、わが国の法律はつぎのように規定している。まず民法第403条によれば外国通貨による債権額がきまったさいに、債務者は返済のとき、履行地の為替相場にしたがって日本通貨で支払ってもよいと規定されている。さらに手形法第41条によれば、外国通貨の価格は支払地の慣習によって定めよとあり、また振出人が手形に定めた換算率によって支払金額を計算してもよい旨を手形に記載してよいとも規定されている。これは、日本のみでなく、アメリカ、イギリスでも通貨換算率の記載を認めている。たとえば下記は「米ドル表示の為替文句の一例である。Payable at collecting Bank's Selling Rate on Date of payment for Sight Draft on New York.」(東京銀行調査部編『外国為替読本』東洋経済新報社 昭和44年 105ページ)。
- (2) 1930年、国際連盟主催によるジュネーブ会議でつぎの三つの統一条約が可決された。「為替手形及約束手形に関し統一法を制定する条約」「為替手形及び約束手形に関し法の或抵触を解決するための条約」「為替手形及び約束手形に付ての印紙法に関する条約」さらに1931年に、同じく国連主催によるジュネーブ手形法統一会議で、つぎの条約も可決された。「小切手に関し統一法を制定する条約」「小切手に関し法律の或抵触を解決するための条約」「小切手に付ての印紙法に関する条約」これらのことについては、田中著『前掲書』14～15ページ参照のこと。
- (3) 手形・小切手の法律の見解については、鈴木竹雄著『手形法・小切手法』法律学全集 第32巻 有斐閣 昭和41年 第2章を参照。また田中著『同上書』第1部をも参照のこと。
- (4) 鈴木竹雄氏によれば、小切手と為替手形の法律的ちがいはつぎの4項目にわけ

られる。①小切手は現金支払に代るもので、一覽払である。②小切手は短期決済を主とする支払証券である。③小切手の支払を確実にするため支払人の資格を銀行にかぎること。④小切手には持参人払式、無記名式なども認められる。(鈴木著『同上書』345ページ)。

- (5) 手形と銀行貨幣とのちがいについて、ここでとりあげた問題意識とことなる視角からであるが、大内力氏はさいきんつぎのようにのべておられる。通説にたいする批判として注目されるが、ここでは可否の問題を別としてたんに紹介するにとどめておこう。「手形と銀行券とのこういう流通性の差は何に由来するのであろうか。周知のようにこの問題は、一般には商業信用の限界という形で提起されてきたものであるが、それについては『資本論』以来の伝統にしたがって、商業信用はあくまでも個別資本の商品売買と結びついており、したがって、その信用は発行人や裏書人の再生産過程の円滑な進行を基礎とするばかりでなく、期限や金額にも制限がある、といった形で、やや抽象的概括的に説明されているにすぎない。……いうまでもなく手形には期限があるのにたいして銀行券は一覽払の手形である。このことが両者の流通性に大きな差をもたらすことは、あるていど常識的にもわかることであろう。だが、ここではこのことに関連して当面二つの事実を指摘しておかねばならない。第一は……手形と銀行券とのあいだに、発行者(為替手形ならば裏書人)の信用の差があるというばあいにも、それは期限の問題に決定的に依存するということである。……したがって商業信用と銀行信用における信用の厚薄なり、一般性なりということは、たんに債務者の一般的な信用の厚薄ではなく、むしろ未確定な信用と確定された信用との差と理解すべきものであろう。

……第二の事実、すなわち手形は、それを受取るものにとっては、一定のリスクを負担する能力が必要であり、それなしには手形を受けとることができないという事実である」(大内力稿「商業信用論の前提」鈴木鴻一郎編『マルクス経済学の研究』上 東京大学出版会 1968年 307～308ページ)。

- (6) 「信用貨幣である商業貨幣にとっての前提は、その内包する債権債務関係を終局的に決済せしめる支払手段としての貨幣の存在と機能ということであった」(高木暢哉著『前掲書』205～206ページ)。
- (7) この点については、高木著『同上書』202～204ページ参照のこと。
- (8) いわゆる「不換銀行券論争」に関連して、「手形流通」の問題についても論争がおこなわれた。この論争は、「手形流通」そのものについてでなく、銀行券のもとづく手形流通をどう解釈すべきかということの問題でおこなわれた。すなわちマルクスの「銀行券などは、金属貨幣なり国家紙幣なりの貨幣流通にもとづい

ているのではなく、手形流通にもとづいている」(Marx-Engels Werke Bd 25 S. 413. 邦訳 25a 503ページ) という命題のなかの手形流通の性格をどうみるかということについての論争である。したがって手形流通そのものの分析ということでないために、われわれの問題と直接的に関連はないが、とってまったく無関係ともいえず参照しうる点もあるので、代表的な見解を紹介しておこう。

① 手形流通=商手割引行為説

① 岡橋保氏の見解

岡橋氏は手形流通をつぎのように規定する。「債権債務の関係が錯綜し、おなじ一人の経済主体が、一方にたいしては債権者であるとともに、他方にたいしては債務者となり、このような関係が重なりあい、錯綜してくると、債務証券であるところの手形がその満期日までのあいだ債権の譲渡に使用され、ここに、手形流通が展開される。」(岡橋著『信用貨幣の研究』9ページ)「債権と債務とが交錯し複合して給付はつねに反対給付によってむくられるという貨幣経済に固有な相互報償の関係が存在している。……この信用の授受の相互性こそ、手形流通の経済的な基礎となっているものであって、手形の背後には一定の価値関係のあることをみすごしてはならないのである」(岡橋稿「信用と貨幣流通」『講座信用理論体系』Ⅱ, 45ページ)以上のような手形流通は銀行業の成立によってつぎのように展開する。「商業手形はいつでも銀行によって割引されることになると、その流通はいちぢるしく発展するようになる。手形は銀行によって割引かれるから流通するようにみえてくる。しかし事態は逆である。手形流通は、商品流通がある程度の発達をとげたところでは商品の所有者たちのあいだでお互いにあたえあう信用関係のなかにおのずから形成されるのである」(『同上書』58ページ)。このように岡橋氏は、「手形流通」概念を、とくにマルクスの命題におけるそれを、商業手形の割引行為というふうにとらえている。

② 飯田繁氏の見解

飯田氏の見解は、岡橋氏のとらえた概念を肯定することからはじまる。すなわちマルクスの命題における「手形流通」を商業手形の割引きととらえる点では岡橋氏とまったく同じである。ただつぎの点を主張し、岡橋説批判をおこなっている点で、独自性がある。

「マルクスのこの命題は、銀行券、その他の流通の基本的な性格を一般的にしめしたもので、この命題の根底には、銀行券、その他が流通手段(講買手段)としての貨幣の流通のうえにはたさないで、支払手段としての貨幣の流通のうえにたつ、という思想がひそんでいる、とわれわれは理解したい。というのは、手形

は支払手段としての貨幣の機能から直接的にうまれるのだからである。つまり、われわれはこのように『手形流通』をさらにまた根底的にも解釈する」（飯田繁著『兌換銀行券と不換銀行券』千倉書房 昭和38年 36ページ）。このように飯田説の特色は、手形流通を拡大して解釈し、支払手段としての貨幣の機能する商品流通関係ととらえている。

つぎに飯田氏は、岡橋説批判として、商業手形の「流通根拠」の問題をとりあげつぎのように主張される。「商業手形が、貨幣請求権でなかったならば、けっして流通しなかったろうし、流通しなかったら、けっして債権・債務の相殺も、そしてまた貨幣の代用・節約もまた生じなかったろう。そうだとすると、商業手形の『流通根拠』は、『債権債務の交錯・複合』にあるのではなくて、貨幣請求権という、手形の本質にこそあるのではないか」（『同上書』174ページ）。つまり、飯田氏による岡橋説批判は、岡橋氏が、手形流通の経済的背景として債権債務の交錯関係の存在を指摘されたにたいして、手形流通の根拠は、手形のもっている貨幣請求権＝金債務規定にあるということにある。

② 手形流通＝商業手形流通説

三宅義夫氏の見解

三宅説の特色は、上記の岡橋、飯田両氏がマルクスの命題における「手形流通」を商業手形の割引行為と解釈することに反対されていることにある。「マルクスが銀行券などが『手形流通に立脚する』といているのは、こうした商業手形の流通を基礎にして銀行券などが生まれるのだ、つまり貨幣（金）を支払うことを約束した銀行業者の流通する支払約束書、すなわち流通する銀行業者の手形類はすでに商業手形の形での支払約束書が流通していることにもとづいて生まれるのだ、ということなのである。それは、銀行券が『商業手形の割引にもとづいて』発行され、『手形の流通しうる範囲にとどまって』流通するといったことを意味しているのではまったくないのである。」（三宅橋『前掲論文』123ページ）なお、この三宅説の批判者として、飯田繁氏（『前掲書』）と花井益一氏（『前掲書』IV章）がいる。

以上、代表的な見解のみをかかげたが、われわれの課題からみて、「手形流通」概念の解釈については、論者の主眼点と問題意識がちがうもののおおきの点で参考となる。以上の見解について、批評する余裕はないが、一言だけのべておこう。手形流通は、信用証書としての手形が流通形態にあることを意味するものにほかならない。すなわち、手形が商業貨幣機能を發揮している場合が、手形流通過程なのである。ところが抽象的にいえば、手形割引とは、手形が商業貨幣機能を停止した場合に生じるのである。いいかえれば、手形流通が停止されてから、

手形割引行為が生じるのである。したがって、抽象的にみて本質的にことなる手形流通概念と手形割引概念を混同するのは、まちがいだと思われる。

第三節 為替手形の経済的機能

為替手形の経済的機能としてあげられるのは、三つある。第一は、すでに第二節でふれたように、為替手形の商品流通過程にたいする関係においてなしうる機能である。これは商業信用としての為替手形の機能、支払手段機能、ひろい意味での流通手段機能をさす。第二節では、視点をもつば商品流通の媒介機能面においたために、為替手形の支払手段機能そのものに、十分ふれられなかったので、あらためて手形の経済的機能のうち、もっとも根本的基本的機能をなすものとして、とりあげる。

第二にあげられるのは、為替手形は貨幣節約をおこなう機能をもっているということである。この経済的機能は、為替手形を信用手段として利用する技術的關係にあらわれる。

第三の経済的機能としてあげられるのは、為替手形が信用対象となりうることである。この第三の経済的機能は、第一、第二とことなっていて、商業信用の代表としての手形の限界性をあらわすものであると同時に、その限界をうちやぶる要因も形成させうるものとなっている。

以下これらの機能について、ややたちいって分析しよう。

第一に為替手形の経済的機能の基本である支払手段機能からみてゆこう。この機能の特徴は、為替手形が商業貨幣としての役割をはたす場合におこなわれるということである。したがって、為替手形的基本的な経済的機能は商業貨幣の機能と考えてさしつかえない。商業貨幣のなりたちうる条件は、第一に貨幣の支払手段機能に立脚していること、第二に商業上の債権・債務関係の客観的存在である。商品流通過程にそくして考えれば、販売と購買が分離しているとき、商品と貨幣という二つの等価物が同時にあらわれる必要は

なくなる。このさい、貨幣は価値尺度として、つぎには観念的購買手段として機能しているにすぎない。このことは商品流通過程の中断を意味する。この点については、前稿⁽¹⁾でのべたのでかんたんに要点のみをあげれば、つぎのとおりである。商品流通過程の中断は、商品譲渡行為と商品価格実現の時間的分離を意味する。このような時間的分離がおこなわれるのは、商品流通と貨幣流通の分離がおこなわれているからである。ここで流通の中断という場合に、二つの局面を考える必要がある。一つは商品流通の中断であり、他は貨幣流通の中断である。しかしながら、この二つの局面の流通中断は、無関係におこなわれているのではない。というのは、資本の立場からみて、商品流通の中断は大きな負担となる。つまり資本の必然的傾向は流通時間をもたない流通ということであるから、商品流通の中断は、資本にとってもっとも致命的な打撃をあたえることとなる。この商品流通中断という資本の矛盾を克服する一手段として、貨幣流通中断がおこなわれる。商品譲渡行為と商品価格実現の時間的分離がこれである。貨幣流通の中断のさいの貨幣のもつ機能が支払手段機能である。⁽²⁾

ここで貨幣は流通手段機能をもつものから蓄蔵貨幣に転化し、さいごに支払手段機能をもつものへと再転化する。蓄蔵貨幣への転化は貨幣流通の中断である。この貨幣流通の中断によって、商品流通の連続は保証されることとなる。なぜ貨幣流通の中断によって、商品流通中断の克服はできるのであろうか。実は貨幣流通の中断、すなわち流通手段→富の蓄積手段→支払手段という貨幣機能の転化そのものが、商品流通をうながしているからなのである。これらの転化形態は、商品流通と貨幣流通の密着していると同じ効果をもたらしているからである。この同じ効果をもたらすことは、貨幣機能の転化形態が、債権・債務関係を形成させるという事実でささえられている。債権・債務関係は売られた商品へたいする債務証書の形であらわされる。この「債務証書、手形などが債権者にとっての支払手段になる⁽³⁾」。さらにこの「債務証書の相殺が貨幣の代わりをする⁽⁴⁾」ことになる。ここで注意すべきことは

手形が貨幣の代理機能をおこなうさいに、二つのこととなった場合があるということである。その一つは為替手形が商業貨幣としての機能をおこなう場合である。具体的にはつぎのことをさす。

「商業上の債権債務関係を肩代り縮約しつつ、組織的に支払流通の必要を取り除いてくれる⁽⁵⁾」すなわち、この場合手形は商業貨幣として、商品流通過程を媒介し、独自の手形流通をおこないながら、支払手段機能を十分にはたすのである。

もう一つの場合は、手形の満期のさい、手形決済機構がおこなう技術的問題にかんすることである。それぞれまったくこととなった独立的な事業をあらわし相互に無関係なこととなった手形を、この人為的機構が差引勘定をおこなって、現実的に決済に必要な貨幣を節約する。すなわち債務証書の相殺によって、貨幣の代理をおこなうわけである。この場合の貨幣は、たんに観念的な計算貨幣として存在するにすぎないのである。この二つの場合は、いずれも「信用の特殊な形態」であることは共通であるが、前の場合は一つの手形が流通過程を何回も展開させている（手形の裏書譲渡行為が何回となくおこなわれる）ことによって、すなわち手形流通内において中途の裏書人の間で完全に現金が節約されるのである。ところが、あとの場合はそれとことなり、一つの手形関係という系列的なものでなくして、手形流通内とは無関係に、いかにえれば、おおくの手形流通の終了したあとで、おたがいの債権・債務関係をあらわす独立のおおくの手形を、決済機構に集中させることによっておこなわれるもので、そのうちの一つの手形をとりだせば、その手形の支払人の現金を節約するものでない。このさいの現金節約は、決済機構がおこなう手形間の相殺量に限定されるにすぎない。このように二つの場合は、それぞれまったくこととなったことをあらわすものであるが、あとの場合でも、最終的には支払手段としての貨幣の機能にもとづいていることにはかわりない。

さて、為替手形の基本的な経済的機能は、商業信用取引の完全な媒介をお

こなる商業貨幣そのものの機能をあらわす。商業貨幣としての基本的機能は支払手段であり、これは貨幣としての支払手段機能にもとづいているのである。したがって、為替手形の基本的経済的機能は、貨幣的側面を重要視したものとといえるのである。ところが、いうまでもなく為替手形を、たんに貨幣的側面のみ重視してみるわけにはゆかない。為替手形が商業信用の手段として、また商業信用取引の完全な媒介をおこなうものとして、信用的側面をみのがしてはならないのである。

為替手形の第二の経済的機能としてあげられるのは、この信用的側面にかかわるものである。それは、さきにかけておいたように、為替手形を信用手段として利用する技術的機能＝貨幣節約機能がこれである。

資本主義的生産様式における貨幣節約の意義について、マルクスはつぎのようにのべている。

「流通用具としての金銀の年間生産に支出される労働力と社会的生産手段との総額は、資本主義的生産様式の、一般に商品生産を基礎とする生産様式の、空費の大きい項目になっている。それは、それに相当する額の可能的な追加生産手段と追加消費手段を、すなわちそれに相当する額の現実の富を、社会的利用から取り上げる。与えられた生産規模が変わらない場合に、またはその拡張の程度が与えられている場合に、この高価な流通機構の費用が軽減されるならば、そのかぎりでは、これによって社会的労働の生産力が高くされる。したがって、信用制度とともに発達する補助手段がこのような効果をもつかぎりでは、それは直接に資本主義的な富を増加させる。⁽⁶⁾」

「金銀は、貨幣商品としては、社会にとって、ただ生産の社会的形態から生ずるにすぎない流通費をなしている。それは商品生産一般の空費であって、この空費は、商品生産の、またとくに資本主義的生産の、発展につれて増大するのである。それは、社会的な富のうちの流通過程にささげられなければならない一部分である⁽⁷⁾」

以上のマルクスの指摘によれば、貨幣として金銀を利用することは、商品生産、あるいは資本主義的生産様式にとって、現実的富の障害物であるということである。障害物であるのは、現実的にムダな流通費用を形成しているからである。貨幣が自己価値をもつかぎり、どうしても流通費がかからざるをえない。このようなムダな流通空費を節約するために、貨幣節約がおこなわれる必要がある。信用の媒介によって、貨幣節約はつぎの三つの形でおこなわれる。第一に、大部分の取引に貨幣を利用せず、その代用物でもっておこなうこと。第二は、貨幣流通速度をはやめること。これは信用が商品変態の速度をはやめるような技術的操作をおこなうのである。第三は、貨幣としての貴金属の代理物として、紙幣を使用すること。第一は、商業信用を意味し、第二は銀行業の技術的役割に関係するものであり、第三は貨幣表章にかかわる問題である。

以上三つの方法のうち、為替手形が信用手段として貨幣節約機能をもつ場合に、あてはまるのは第一の形である。すでにのべたように、為替手形の基本的な経済的機能は、商業貨幣の機能そのものであり、その基本となるのは支払手段としての貨幣機能である。しかしながら、商業貨幣はこのようにたんなる貨幣的側面をもつのみでなく、それ自体がそのまま信用手段として利用される。信用手段となりうる理由は、商業貨幣がたんに貨幣としての本質規定をもつのみでなく、信用貨幣としての本質規定をもあわせもっているからである。たんなる貨幣の支払手段機能の存在は、商品流過程における債権・債務関係の発生に客観的根拠がある。それにたいして信用貨幣（商業貨幣）の存在は、債権・債務関係の相殺可能行為に客観的根拠がある。この債権・債務関係の相殺行為という場合に、二つのこととなった事例があることはさきにのべたとおりである。すなわち、一つは直線的系列関係の相殺行為であり、独自の手形流過程であり、もう一つは決済機構のおこなう技術上の相殺行為である。ところで、このような債権・債務関係は商業信用取引行為として存在しうるものであり、さらに債権・債務関係の相殺行為はこの商業信

用取引行為の帰結として発生する。以上のこみいった関係から、信用貨幣（商業貨幣）の二重の本質規定がなされている。貨幣としての本質規定は、商業信用取引行為を規定する支払手段機能そのものから直接的になされる。これが信用貨幣の支払手段機能をもつところの貨幣的本質規定である。一方この信用貨幣は、信用的本質規定としての面からみれば、債権・債務関係の相殺行為から直接的に生ずる。ここでは、たんなる貨幣そのものの節約が実現され、信用貨幣（商業貨幣）は、転々流通する手形としての現象形態をとる。このような手形の信用的本質規定としての商業貨幣に重点をおいてみられる貨幣節約機能が、手形の第二の経済的機能とよぶべきものである。

この第二の経済的機能の特色は、いままでのべてきたことから、あきらかなように商業貨幣としての機能ということでは、第一の経済的機能と共通であるが、第一機能がもつばら貨幣的面に重点をおいたのにたいし、信用的面を重視したことにある。

さて、貨幣節約機能にかんして、一つの問題がのこっている。それは為替手形の本質とどういう関係にあるかという問題である。本来、為替手形は送金と両替という貨幣技術的面をもつ両替・送金手形としてあらわれた。また為替そのものも、流通空費節約の貨幣技術的操作として規定される貨幣現象にすぎない⁽⁹⁾。このような貨幣現象としての本質規定をもつ為替手形と、その手形の信用面での経済的機能との関連はどうみたらよいだらうか。これが、ここでの問題である。かんたんにいえば貨幣現象としての本質規定をもつ為替手形が、なぜ信用面で機能を発揮しうるのであるかということである。

さきにのべた為替手形や為替の本質規定は、いうまでもなくそれぞれのもつとも抽象的かつ基本的な本質を指摘したものにすぎない。

為替取引や原生的為替手形は、本質的に貨幣節約機能をもっているが、それは信用的側面を捨象した、たんなる技術的操作としてとらえたにすぎない。このように、貨幣節約機能をもつばら貨幣技術的側面としてとらえるならば、ここでの展開は運輸交通機関の発展とそれにともなつて生ずる世界市

場の形成、さらには国際的商品流通過程の創出という具体的な形としてあらわれる。外国貿易にしめる為替手形の重要性や、手形のはたす役割が、このような貨幣節約の貨幣技術的面や生産地の遠隔化ということに規定されているのも、このためである。しかし、この面は為替手形の貨幣節約機能の一面をしめしているにすぎない。かりにこのような世界市場形成という具体的な形であられることを、為替手形の貨幣節約機能の外延的面と定義すれば、もう一つは、内包的面とよぶべきものがある。それは貨幣流通＝手形流通そのものの内部的な側面にかかわるものである。この内包的面では世界市場の形成などを捨象して、手形流通そのものに限定して考えなくてはならない。貨幣＝手形流通の円滑化、拡大化のためには、必然的に信用関係が発生せざるをえない。信用手段として為替手形の貨幣節約機能はこの面からの考察になるのである。ただし、以上の外延的面と内包的面は、まったく機械的にきりはなして考えるものでないことはいうまでもない。

さて、為替手形の貨幣節約機能が信用手段として利用されるとすれば、上記の内包的面からみて、たんに為替手形を信用手段としてのみとりあげるだけでなく、信用の対象としてとりあげざるをえなくなる。これが為替手形の第三の経済的機能となる。以下この第三の機能についてのべよう。

為替手形の経済的機能の第三としてあげられるのは、以上のべたように信用対象機能というべきものであり、この場合の信用とは銀行信用をさしている。つまり、為替手形は債権・債務関係をあらわす信用証書として、銀行信用取引の対象となるのである。ここで為替手形は、第一、第二の経済的機能のような、流通形態としての為替手形の機能、すなわち商業貨幣としての機能ではなくして、信用証書そのものの機能としてあつかわれる。為替手形が商業貨幣としての機能をいとままない場合、商業信用の通貨形態はなくなるわけである。通貨形態のなくなった商業信用の代表としての為替手形は、たんなる信用証書としての有価証券にすぎない。本来、有価証券が通貨形態をとっていたという点に、手形の一つの限界が存在する。為替手形が商業貨幣

としての機能をもつとはいえ、本質的に信用証書であり、そのために商品流通取引に限定されるとともに、支払関係も私的人格に限定され、信用連鎖伸張の障害となる限界をもつ。このような限界は、いうまでもなく商業信用そのものの限界にほかならない。⁹⁹ 商業貨幣としての為替手形機能の停止は、貨幣としての流通中断を意味する。このような貨幣流通中断は、商業信用限界の、もっとも重要なかつ基本的な問題である。商品流通中断の矛盾を克服するために、商業信用が登場したように、ここでは貨幣流通中断の矛盾を克服するために、銀行信用が形成される。かくして為替手形は商業貨幣としての機能でなく、信用証書としての本質でもって、銀行信用の対象となる。¹⁰⁰ それはまた同時に、手形の限界性の打破をあらわすものである。商業信用の限界によって規定される為替手形の限界は、商業貨幣の流通中断である。この矛盾解決のために銀行信用が形成され、為替手形は信用証書として銀行信用対象となる。これが、為替手形の第三の経済的機能としての、信用対象機能であり、内容的には手形の限界をあらわすものといえる。このような商業信用限界の解決の具体的形態としてあらわれるのが、手形割引行為である。この点については、つぎの機会にとりあつかうことにする。

以上、為替手形の経済的機能を指摘してきたが要約すれば、第一に商業貨幣機能＝支払手段機能、第二に信用（商業）貨幣機能＝信用手段機能、第三に信用証書機能＝信用対象機能といえるであろう。

注 (1) 拙稿「貨幣取引業と商業信用」『岐阜経済大学論集』第3巻 第1号 1969年12月 24ページ。

(2) 「貨幣が購買手段としてではなく支払手段として機能する場合には、商品は譲り渡されても、その価値は後にはじめて実現される」(Marx-Engels Werke Bd 25, S. 382 邦訳 25a 462ページ)。

(3)(4) Marx-Engels "ibid" S. 382 邦訳 25a 462ページ。

(5) 高木暢哉著『前掲書』205ページ。

(6)(7) Marx-Engels Werke Bd 24 S. 347, 邦訳 423ページ, S. 138. 邦訳 167ページ。

(8) Marx-Engels Werke Bd 25 SS. 451～452 邦訳 25a 555～556ページ。

- (9) 拙稿「為替相場の本質にかんする試論」『岐阜経済大学論集』第1巻 第1号 240～241ページ参照。
- (10) 商業信用の基本的な限界は、つぎの二つである。第一に商業信用そのものが、商人、生産者、あるいは機能資本家間の商品流通内にとどまっていること、第二は、商業信用の連鎖は無限に延長されず、相殺行為も完全におこなわれないこと。これは商業信用が、私的流通の限界のため、諸流通が一般的に交錯されないことによる。くわしくは、荒井正夫著『信用の基礎理論』未来社 1967年、70～72ページ参照。
- (11) 「為替手形の作成において、商業手形は、すでに商業信用以上のもの、すなわち貨幣技術上の信用関係（貨幣的信用）を内部にはらむに至った」（高木暢哉著『前掲書』204ページ）。

第四節 外国為替手形と為替相場の関係

さいごに、本論のむすびとして、外国為替手形と為替相場の原理的關係について、ふれよう。

これまでのべてきたことからあきらかなように、為替手形は信用証書を基本的範疇としていること、この信用証書の流通形態規定は商業貨幣であることであった。したがって、為替手形の経済的機能は、たんに商業貨幣的機能にとどまるものでないことをもあきらかにしてきた。では、国際貿易の決済手段として重要な位置をもつ外国為替手形と為替相場はどのような関係として、とらえるべきであろうか。商業信用段階において現象的に、為替相場は外国為替手形の売買形態規定をとっている。しかし、このような売買形態もその背後に異種貨幣間の交換比率という為替相場の本質がひそんでいることは、すでに別の機会にあきらかにしたとおりである。そこで、ここであきらかにすることは、外国為替手形の売買形態というような現象規定にとどまっていることでなくして、外国為替手形の経済的機能と為替相場の関係をどうとらえるかということである。

まず第一にあきらかなことは、商業貨幣としての外国為替手形と為替相場

は、直接的な関係にないということである。外国為替手形は、商業貨幣機能をもつかぎり流通過程の内部で転々としているからである。手形が広い意味での流通手段機能をもっているかぎり、直接的に為替相場と関連する必然性はない。

つぎに第二に考えられるのは、信用手段としての外国為替手形と為替相場の関係についてである。信用手段としての機能は貨幣節約であるから、ここでは為替相場との関係は直接的であるが、かならずしも全面的でなく、部分的にすぎない。なぜならば、債権・債務関係の相殺行為によって、同じ価格標準をあらわす外貨手形の相殺が可能だからである。この場合には、それぞれ為替相場によって外貨額を換算することは、現実的におこなわれまいであろう。

外国為替手形と為替相場が直接的、かつ全面的に関係するのは、信用対象機能としての外国為替手形の場合であろう。ここでは、外国為替手形は、商業貨幣の機能もなくなり、基本的範疇である信用証書として存在するにすぎない。このような外貨表示の信用証書を金融機関が割引く場合に、為替相場の媒介なくしておこなわれまい。したがって、為替相場の信用論的現象形態規定として、外国為替手形と貨幣との交換という場合の、外国為替手形とは商業貨幣としてでなくして信用証書としての基本的範疇そのものである、といえる。このことはまた為替相場を信用論段階で分析することは、銀行信用段階で全面的におこなわれることを意味する。